

公立大学法人岩手県立大学に係る第二期中期目標期間の業務実績評価実施要領

(期間評価の目的)

第1 公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）に係る第二期中期目標期間の業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第30条の規定に基づいて、岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が法人の期間評価を行うことにより、中期目標の達成状況を明らかにし、法人の業務の公共性、透明な業務運営の確保を図ることを目的とする。

(期間評価の基本方針)

第2 期間評価の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 期間評価は、法第25条第2項及び第78条第2項に規定する事項の達成状況について、県民に分かりやすく示すよう努める。
- (2) 期間評価は、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、その結果を考慮して当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うものとする。
- (3) 期間評価に当たっては、平成27年度に実施した公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標期間の業務実績評価（暫定的な評価）（以下「暫定評価」という。）の結果やそれに対する改善の取組を踏まえるものとする。
- (4) 教育及び研究の状況に関する期間評価に当たっては、教育及び研究の特性に配慮し、法人の学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関による評価（以下「認証評価」という。）の結果やそれに対する改善の取組を踏まえるものとする。

(期間評価の実施方法)

第3 期間評価の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 基本事項

- ① 法人は、中期目標期間の業務の実績に関する報告書（以下「自己評価報告書」という。）を評価様式に基づき作成することとするが、評価作業の負担軽減の観点から、暫定評価の結果を基本とし、その後の取組等による顕著な変化や課題への取組を記載することとする。また、評価委員会は、この自己評価報告書及び他の提出資料を参考として、法人の期間評価を行う。
- ② 評価は、「全体評価」と「目標別評価」との2段階で行うこととする。

ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえて、中期目標で定めた大学の目指すべき姿にどれだけ近づいたかを検証する。

イ 目標別評価

中期目標の各基本目標を、達成目標としてより具体的な項目別目標を評価項目として関連づけながら達成度を検証する。

なお、評価項目ごとに暫定評価の結果を再掲し、そこで課題とされた事項を中心に、平成27年度から平成28年度において取り組んだ内容を記載するとともに、その結果としての達成状況について検証する。

(2) 法人による自己評価

① 評価の方法

ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえ、目標間の関係性に留意し、全体評価を行う。

イ 目標別評価

評価項目について、中期目標期間を通じた業務の実績、暫定評価の結果、認証評価の結果に対する改善状況等を総合的に勘案し、達成状況を検証するとともに、達成度を以下のA～Dの基準で評価し、最終的に、基本目標の達成状況を検証し、成果と課題を洗い出す。

A：目標を達成した。

B：目標を概ね達成した（8割以上～10割未満）。

C：目標を達成した項目はあるものの、全体として未達成である（6割以上～8割未満）。

D：目標を未達成である（6割未満）。

② 法人による自己評価の留意点

ア 中期目標の達成状況が県民に分かりやすく伝わるよう、評価対象を重要度の高さ、目標と手段の関係性等に着目して簡潔かつ明瞭に整理する。

イ 特に積極的に取り組み、優れた成果を挙げることができた事項については、「特記事項」として記載する。

ウ 中期目標が未達成の項目については、社会環境の変化等に基づく阻害要因を分析するとともに、課題解決のための改善策も検討する。

エ 中期計画の達成状況については、毎年度の業務実績報告書の内容を期間評価に反映させるものとするが、個々の判定結果については参考程度にとどめる。

③ 自己評価報告書の作成

ア 報告書は二部構成とし、前半は、全体評価と目標別評価の総括の結果をまとめ、後半は、各評価項目の評価結果を一覧で表示する。

イ 自己評価報告書に併せて、平成27事業年度及び平成28事業年度に係る業務の実績に関する報告書、認証評価の結果に対する改善状況等、必要な資料を評価委員会に提出する。

(3) 評価委員会による評価

① 評価の方法

ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえ、目標間の関係性に留意し、全体評価を行う。

イ 目標別評価

法人から提出された自己評価報告書等に基づき、各評価項目の達成状況及び評価結果について、法人へのヒアリング等を通じて検証するとともに、達成度を以下のA～Dの基準で評価し、最終的に、基本目標の達成度を評価する。

A：目標を達成した。

B：目標を概ね達成した（8割以上～10割未満）。

C：目標を達成した項目はあるものの、全体として未達成である（6割以上～8割未満）。

D：目標を未達成である（6割未満）。

② 評価委員会による評価の留意点

ア 法人の自己評価報告書等に基づき、法人の特性や社会環境等を踏まえ、中期目標の達成状況を総合的に評価し、中期目標の達成に向けた積極的な取組による優れた成果や改善すべき点については、法人のみならず、県民に分かりやすく示すよう努める。

イ 課題等を指摘する場合にあっては、効率的かつ効果的な大学運営や教育研究を促す取組を含めて提案するなど法人の継続的な努力を求め、次期中期目標期間における取組に資するよう努める。

(意見申立ての付与)

第4 評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の確定に先立ち、法人に対し当該評価結果を送付し、評価案に対する意見の申立ての機会を付与する。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。